

---

# はじめに 用語について

## はじめに

近年、学生の国際的な流動化が拡大し、各国において、外国からの学生の受入れとともに、自国の学生が外国で修学する機会が増えてきています。こうしたなか、高等教育機関には、外国での学習経験を有する学生を受け入れる際の中等教育・高等教育資格や、外国の教育機関での修得単位や学習履歴を、適切に審査し認証することが求められています。高等教育機関にとって、学生の外国における学習履歴や学習成果を正当に評価することは、学習の機会を拡大・多様化し、学生の権利を保障することであり、同時に自らが授与する単位や学位の質に関する責任を負うことでもあります。さらに学生にとっては、自らの学習履歴が適正に認められることで、複数国における学習を体系的に統合し、また進学・就職時の接続性を高めることも可能になります。また、高等教育分野を含めた社会全体においては、学習履歴の適正な審査・認証の仕組みを通じて、学生の学力を見極め、多様で優秀な人材の迎え入れにつなげていくことが期待できます。

外国での学習履歴を持つ学生の編・入学資格の認証を実施する組織は、高等教育機関であったり、政府機関や独立の団体などであったり、国によって多様ですが、ユネスコにおける高等教育の資格の認証に関する地域別条約などに見られるように、これらの資格審査、認証手続き、および基準等について、透明性、一貫性、信頼性、公平性を確保することが重要であると国際的にも認識されています。さらに、ユネスコの地域別条約では、高等教育の資格の公正な認証を促進するため、条約の締約国において、内外の高等教育の制度や資格に関して適切で正確かつ最新の情報を提供することが謳われています。実際に、欧州の地域条約「欧州地域の高等教育に関する資格認証条約」(いわゆるリスボン認証条約)の締約各国では、高等教育機関以外で、こうした中等教育・高等教育資格等の認証に関する助言・情報提供を担う体制が整備されています。こうした視点に立つと、学生移動に伴い高等教育機関に必要とされる高等教育の制度や資格に関する情報提供事業は、学生の国際的な流動化を支える必要基盤であると考えられます。

上述のような背景を踏まえ、人の国際的な流動化が拡大するなか、我が国においても多様な学習履歴や学習成果を正当に評価する基盤強化を推進することを念頭に、当機構では「学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」を行うこととしました。本調査では、学生移動に伴って大学が審査・認証業務において確認を必要とする情報の性質や範囲を明らかにし、今後の大学等への支援の在り方を検討することをねらいとしています。ひいては、我が国の高等教育において、中等教育・高等教育資格の審査、認証業務の専門性の認知度を広め、当該業務の支援基盤の形成の一助となるよう、提言として調査の報告を行うものです。

平成28年3月

独立行政法人 大学評価・学位授与機構

「学生移動(モビリティ)に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査」プロジェクト

## 用語について

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の加盟国間の地域条約である、「Regional Convention on the Recognition of Studies, Diplomas and Degrees in Higher Education」ならびに「Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education」に関連した国際的な取組みについて、本報告書で紹介している。これらの取組みに関する用語については、必ずしも、日本において対応した取組みや業務が専門として確立されておらず、定訳が存在しない。本報告書では、頻出する主要な用語について、以下、簡単に解説する。

(参考: 大学評価・学位授与機構(2014)「翻訳版『BRIDGEハンドブッカー共同プログラムと共同学位の認証』」)

### ○中等教育・高等教育資格(qualifications)

本報告書で取り扱う「資格」は、高等教育へ進学する際に必要な資格要件、ならびに高等教育段階を修了して得られる学位等を指す。高等教育資格は、学士、修士、博士といった学位のみならず、欧州の高等教育機関が授与する、Postgraduate Certificate や Diploma といった学術資格も含まれる。日本の高等教育でも、高等専門学校で授与される準学士や、専門学校(専修学校専門課程)で授与される専門士や高度専門士といった称号も高等教育資格である。

### ○資格認証(recognition of qualifications)

他(国)の教育機関で授与された中等教育・高等教育資格について、高等教育機関への入学要件に値するもの、または考慮に値すると認めること。資格の認証業務は、大きく次の3種類の主体がある。(1) 大学等の高等教育機関が行って受入れを許可するもの、(2) 政府が国として認証するもの、さらには、(3) 欧州や米国のように、大学や個人が資格認証機関と呼ばれる第三者機関に依頼して、資格・学位の評価書を発行してもらうなど、資格認証機関が行うもの。

### ○資格評価(credential evaluation)

他(国)の教育機関で授与された中等教育・高等教育資格が、自ら(自国)の教育制度等と比較して、どういう性格やレベルに対応するのか、学業成績のどの評定に対応するか、証明書が真正なものであるかなどについて評価することを指す。「外国」という語を加えて「FCE」(foreign credential evaluation)とも呼ばれる。教育資格は、資格評価を経た結果として、「資格認証」される。本報告書では、「資格認証機関」の同義語として、「資格評価機関」も使用している。

### ○資格評価者(credential evaluator)

大学等の入学審査等の過程で、入学志願者の保有する外国等の中等教育・高等教育資格を審査する実務担当者や、資格認証機関のような第三者機関において外国の資格について自国の制度に照らし合わせて評価する実務者を指す。

